

別表第一(ロープ式)

改正後					改正前						
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
一 機 械 室	六 制御器	制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により 確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること 又 は交換基準に従って交換 されていない。 ロ 変形があること。	六 制御器	制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により 確認する。	イ 著しい摩耗があること。	
			ブレーキ用接触 器の接点の状況	目視により 確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること 又 は交換基準に従って交換 されていない。 ロ 変形があること。			(新設)	(新設)	(新設)	
	十二	巻上機	綱車又 は巻胴	綱車と主索のか かりの状況(巻 胴式のものを除 く)	主索及び溝の摩耗の状況を 目視により確認し又は溝と主 索のすき間 若しくは綱車外周 からの主索の張り を測定 し、主索と綱車が滑らないこ とを確認する。	溝と主索のすき間 若しくは綱 車外周からの主索の張り が十分でなく運行に支障が生 ずるおそれがあること、無積 載のかごを低速で上昇させて 最上階付近において停止さ せたときに主索と綱車に著し い滑りが生じていること 若し くは U溝を除く溝で主索が底 当たりしていること 又は複数あ る溝間に著しい摩耗差がある こと。	十二	巻上機	綱車又 は巻胴	綱車と主索のか かりの状況(巻 胴式のものを除 く)	溝の摩耗の状況を目視により 確認し又は溝と主索のすき間 を測定し、主索と綱車が滑ら ないことを確認する。
十 四	巻上機	ブレーキ	保持力の状況	次に掲げる方法のいずれか による。 イ ブレーキをかけた状態に おいて、トルクレンチにより 確認する。 ロ ブレーキをかけた状態に おいて 電動機 にトルクを かけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かご 位置を確認する。	平成十二年建設省告示第 1429号(以下「制御機告示」と いう)第1号の規定に適合 しないこと。	十 四	巻上機	ブレーキ	保持力の状況	次に掲げる方法のいずれか による。 イ ブレーキをかけた状態に おいて、トルクレンチにより 確認する。 ロ ブレーキをかけた状態に おいて モーター にトルクを かけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かご 位置を確認する。	平成十二年建設省告示第 1429号(以下「制御機告示」と いう)第1号の規定に適合 しないこと。
			ブレーキ制動時 のブランジャー の状況	かごを保持している状態にお いて目視により確認し、 スト ローク を測定する。	イ ブランジャーが他の機器 と干渉していること又はブ ランジャーの ストローク が 要正となる基準から外 れていること。 ロ ブランジャーのストローク が要重点点検となる基準 から外れていること。			ブレーキ制動時 のブランジャー の状況	かごを保持している状態にお いて目視 又は触診により確認 する。	ブランジャーが他の機器と干 渉していること又はブラン ジャーの 余裕ストローク がな いこと。 (新設)	
			摩耗粉の状況 (電気制動式 のものに限る)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目 視により確認する。	パッド等の摩耗粉があるこ と。			摩耗粉の状況 (電気制動式 のものに限る)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目 視により確認する。	パッドの摩耗粉があること。	
十 八	駆動装置等の耐震 対策	転倒及び移動を 防止するための 措置	駆動装置及び制御器の取り 付けの状況を目視又は触診 により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制 御器をはり等へ堅固に取り付 けていないこと。	十八	駆動装置等の耐震 対策	転倒及び移動を 防止するための 措置	駆動装置及び制御器の取り 付けの状況を目視又は触診 により確認する。	令第129条の8第1項の規定 に適合しないこと。		
六 ピ ット	四	緩衝器及び緩衝材	作動の状況(油 入式のものに限 る)	圧縮した後、復帰することを 確認する。	復帰しないこと。	六 ピ ット	四	緩衝器及び緩衝材	作動の状況(油 入式のものに限 る)	全圧縮した後、復帰するまで の時間を確認する。	90秒以内に復帰しないこと。

別表二(油圧エレベーター)

改正後					改正前					
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機 械 室	五	制御器 制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること又は 交換基準に従って交換 されていない。 ロ 変形があること。	一 機 械 室	五	制御器 制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認する。 ロ 変形があること。
	二十	駆動装置等の耐震 対策	転倒及び移動を 防止するための 措置	駆動装置及び制御器の取り 付けの状況を目視又は触診 により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制 御器をはり等へ堅固に取り付 けていないこと。	二 十	駆動装置等の耐震 対策	転倒及び移動を 防止するための 措置	駆動装置及び制御器の取り 付けの状況を目視又は触診 により確認する。	令第129条の8第1項の規定 に適合しないこと。
六 ピ ット	四	緩衝器及び緩衝材	作動の状況(油 入式のものに限 る)	圧縮した後、復帰することを 確認する。	復帰しないこと。	六 ピ ット	四	緩衝器及び緩衝材	作動の状況(油 入式のものに限 る)	全圧縮した後、復帰するまで の時間を確認する。 90秒以内に復帰しないこと。

別表五(エスカレーター)

改正後					改正前					
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機 械 室	一	機械室内の状況	汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を及ぼす 恐れのある汚損があること。	一 機 械 室	一	機械室内の状況	(新設)	(新設)
	三	制御器 制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況 を確認する。	昇降機が正常に作動しないこ と。	三	制御器 制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況 を確認する。	昇降機が正常に作動しないこ と。
			電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること又は 交換基準に従って交換 されていない。 ロ 変形があること。	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況		目視により確認する。 ロ 変形があること。		
			ブレーキ用接触 器の接点の状況	目視により確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること又は 交換基準に従って交換 されていない。 ロ 変形があること。	(新設)		(新設)	(新設)	
	八	巻上機	ブレーキ	ブレーキ制動時 のプランジャー の状況	かごを保持している状態にお いて目視により確認し、スト ロークを測定する。	イ プランジャーが他の機器 と干渉していること又はプ ランジャーのストロークが 要是正となる基準から外 れていること。 ロ プランジャーのストローク が要重点点検となる基準 から外れていること。	八	巻上機	ブレーキ	ブレーキ制動時 のプランジャー の状況

別表五(エスカレーター)

改正後					改正前				
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室	十 駆動鎖(駆動鎖を 設けたものに限る)	駆動鎖の張りの 状況	鎖を揺らし、その振幅を測定 する。	振幅が基準値より外れている こと。	十 駆動鎖(駆動鎖を 設けたものに限る)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		スプロケットと駆 動鎖とのかみ合 いの状況	目視及び聴診により確認す る。	スプロケットと駆動鎖とのか み合いに異常があること。		スプロケットと駆 動鎖とのかみ合 いの状況	目視及び聴診により確認す る。	スプロケットと駆動鎖とのか み合いに異常があること。	
		駆動鎖の伸びの 状況	駆動鎖の伸びを測定する。	イ 駆動鎖の伸びが要是正 となる基準を超えている こと。		(新設)	(新設)	(新設)	
				ロ 駆動鎖の伸びが要重点 点検となる基準を超えて いること。		(新設)	(新設)	(新設)	
		駆動スプロケッ トと従動スプロ ケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロ ケットの芯ずれを測定し、又 はスプロケットの歯面を目視 により確認する。	イ 駆動スプロケットと従動 スプロケットの芯ずれが 要是正となる基準を超え ていること、又はスプロケ ットの歯面に傷若しくは欠 損があること。		(新設)	(新設)	(新設)	
ロ 駆動スプロケットと従動ス プロケットの芯ずれが要是 正となる基準を超えている こと。	(新設)			(新設)	(新設)				
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	(新設)	(新設)	(新設)				
三 中 間 部	六 踏段鎖、ベルト又 は踏段相互のすき 間	踏段鎖の給油の 状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	三 中 間 部	六 踏段相互のすき間	(新設)	(新設)	(新設)
		ベルトの劣化の 状況	目視により確認する。	剥離、摩耗、亀裂又はたるみ があること。			(新設)	(新設)	(新設)
		踏段相互のすき 間	上部水平部において最も大き い踏段相互のすき間を測定 する。	イ 平成20年建設省告示第 1417号第1第2号(速度が 途中で変化するエスカレ ーターにあつては、特殊 告示第2第3号ハ)の規定 に適合しないこと。			すき間の状況	上部水平部において最も大き い踏段相互のすき間を測定 する。	イ 平成20年建設省告示第 1417号第1第2号(速度が 途中で変化するエスカレ ーターにあつては、特殊 告示第2第3号ハ)の規定 に適合しないこと。
ロ 平成20年建設省告示第 1417号第1第2号(速度が 途中で変化するエスカレ ーターにあつては、特殊 告示第2第3号ハ)に定め る基準の0.95倍を超えて いること。	(新設)			(新設)	ロ 平成20年建設省告示第 1417号第1第2号(速度が 途中で変化するエスカレ ーターにあつては、特殊 告示第2第3号ハ)に定め る基準の0.95倍を超えて いること。				

別記六(小荷物専用昇降機)

改正後					改正前						
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
一機 械室	四 制御器	制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の 状況を確認する。	昇降機が正常に作動しな いこと。	一機 械室	六 制御器	制御器、 継電器 及び運 転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の 状況を確認する。	昇降機が正常に作動しな いこと。
			電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること又 は交換基準に従って交換 されていない。 □ 変形があること。				電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 □ 変形があること。
			ブレーキ用接触 器の接点の状況	目視により確認し、交換基準 に従って交換されているか確 認する。	イ 著しい摩耗があること又 は交換基準に従って交換 されていない。 □ 変形があること。			(新設)	(新設)	(新設)	
	九 巻上機	綱車又 は巻胴	綱車と主索のか かりの状況(巻 胴式のものを除 く)	主索及び溝の摩耗の状況を 目視により確認し又は溝と主 索のすき間若しくは綱車外周 からの主索の張出りを測定 し、主索と綱車が滑らないこ とを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱 車外周からの主索の張出り が十分でなく運行に支障が生 ずるおそれがあること、無積 載のかごを低速で上昇させて 最上階付近において停止さ せたときに主索と綱車に著し い滑りが生じていること若し くはU溝を除く溝で主索が底 当たりしていること又は複数あ る溝間に著しい摩耗差がある こと。	十二	巻上機	綱車又 は巻胴	綱車と主索のか かりの状況(巻 胴式のものを除 く)	溝の摩耗の状況を目視により 確認し又は溝と主索のすき間 を測定し、主索と綱車が滑ら ないことを確認する。	溝と主索のすき間が十分でな く運行に支障が生ずるおそれ があること、無積載のかごを 低速で上昇させて最上階付 近において停止させたときに 主索と綱車に著しい滑りが 生じていること又はU溝を除 く溝で主索が底当たりしてい ること